

閲覧用
パブリックコメント
令和8年1月9日
加筆修正箇所は赤字で示しています

新潟市
いじめの防止等のための基本的な方針
(改定案)

平成29年4月1日 改定

令和 8年4月1日 改定

新潟市

目 次

はじめに 1

第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的	2
3 いじめの定義等	3
4 いじめの防止等に関する基本的な構え	4
5 いじめの防止等に向けた責務	6

第Ⅱ章 いじめの防止等のために市・教育委員会が実施する施策

1 いじめの防止等のための組織の設置	6
2 教育委員会の取組	7

第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定	13
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	13
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	15

第Ⅳ章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査	19
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	24

第Ⅴ章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

24

はじめに

すべてのこどもは、次代を担うかけがえのない存在です。こどもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己のよさや可能性を認識し、自己**有用感**や自己**肯定感**を実感します。また、誰もが互いのよさを認め合い、支え合い、高め合う温かい人間関係の中で、こどもは自己実現を目指して生き生きと生活し、成長できるのです。

すべてのこどもは、安心して、生き生きと、自分らしさを發揮して生活する権利をもっています。そして、教師や保護者など、こどもを取り巻くすべての大人には、こどものもつ権利を保障するための社会をつくっていく責任があります。そのためにも、大人はいじめのない社会をつくるための不断の努力をしなければなりません。

いじめのない社会をつくることは、社会全体の大きな使命です。そして、その実現のためには、市民一人一人が当事者意識をもっていじめの問題を受け止めることが重要であるとともに、社会全体でいじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、新潟市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国といじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ組織的に推進するために、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「新潟市いじめ防止基本方針」という。）を平成26年4月に策定、**平成29年4月に一部内容を改定**しました。

新潟市いじめ防止基本方針の改定から8年が経過し、内容の充実を図り実効性をより高めるために、この度**再度**の見直しを行いました。いじめの防止等に向けた決意を新たにして、いじめのない社会の実現を目指して取組を進めていきます。

第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

わたしたちは、全ての児童生徒がいじめを受けないこと、いじめを行わないことを目指すとともに、児童生徒が万一いじめを受けた場合には、迅速・適切に対処し、児童生徒が安心して生活できる状況を取り戻すために力を尽くさなければならない。

いじめの早期発見及び対処の必要性は大きい。しかし、それ以上に必要となるのはいじめの未然防止であり、その基盤となるのは児童生徒同士の良好な人間関係づくりである。

そこで、わたしたちは、法で示す基本理念に加え、次に示す本市の基本理念の下、市民総がかりでいじめのない社会づくりに強い決意で取り組んでいくこととする。

【本市の基本理念】

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的

本市は、前項の基本理念の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考に、新潟市いじめ防止基本方針を策定する。

3 いじめの定義等

(1) いじめの定義

いじめとは、法第2条において次のように規定されており、本市ではこの定義を踏まえていじめの防止等の取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

- 「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動に所属するなど、学校内において何らかの関係がある場合に加え、同じ塾やスポーツクラブ等に通っているなど、学校外において何らかの関係がある場合を指す。
- 「心理的又は物理的な影響を与える行為」に当たる、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- 「心身の苦痛を感じている」か否かについては、当該児童生徒の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。一見すると対等な関係の中で遊んでいるように見える場合や、**周囲から見るとささいな**行為と判断されるような場合、また、行為を受けていても本人がいじめを否定する場合などがあることから、本人の表面的な態度や言葉だけで、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に当てはまらないと解釈されることのないように努めることが必要である。

例えば、児童生徒が気になるあだ名で呼ばれていたり、プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら、特定の児童生徒のみが技をかけられたりしているような状況、また、物真似などを自ら行っているように見えるものの、実はやらされているような状況は、当該児童生徒がいじめとは認めなくて

も、いじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間への「おごり」についても同様である。

○ 「けんか」についていじめとして扱わないものの、表面上「けんか」のように捉えられるものであっても、関係の児童生徒が対等な関係ではない場合など、いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

(2) いじめの理解

いじめは特定の児童生徒や特別な状況においてのみ起こるものではなく、どの児童生徒にも、どの学級・学校でも起こりうるものである。また、いじめの被害者・加害者については固定化されたものではなく、特に「暴力を伴わないいじめ」については、多くの児童生徒が、あるときは被害者になり、またあるときは加害者になるなど、入れ替わりながら被害も加害も経験する。

いじめが起こっているときには、被害者・加害者の二つの立場だけではなく、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」が存在することも多い。そこで、いじめの問題への対処や未然防止に努めるには、加害者にいじめをやめさせ、被害者・加害者の関係修復を行うだけでなく、観衆や傍観者も含め、集団の問題として扱うことも必要である。

いじめをしない、させない、許さないという雰囲気が集団全体に形成され、学校風土、ひいては社会全体としての風土となることが、いじめの未然防止につながるものである。

4 いじめの防止等に関する基本的な構え

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。そして、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、社会全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が前提であり、全ての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みを受け止めることができるようになるため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であり、それらの機関等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

5 いじめの防止等に向けた責務

(1) 児童生徒は

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築くよう努める。

(2) 市は

- 新潟市いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止等の必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- 学校、保護者、地域、関係機関等の連携を強化し、日ごろから社会全体でいじめの予防や対処に努める。
- 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

(3) 学校は

- 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。
- いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(4) 保護者は

- 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

(5) 市民は

児童生徒が健やかに成長することを願い、人権意識を高めるとともに、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止等に努める。

第Ⅱ章 いじめの防止等のために市・教育委員会が実施する施策

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 新潟市いじめ防止市民連絡協議会

学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止を目指し、健全育成にかかわる機関、諸団体との連携を図るため、法第14条第1項の規定の趣旨を

踏まえ、警察、法務局、民生委員・児童委員、新潟市PTA連合会、児童相談所、新潟市小・中学校長会、その他の関係者の代表を構成員とする「新潟市いじめ防止市民連絡協議会」を設置する。

本委員会の設置及び開催に係る詳細は、「新潟市いじめ防止市民連絡協議会開催要綱」による。

(2) 新潟市いじめ防止対策等専門委員会

本市の方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、法第14条第3項の規定を踏まえ、いじめの防止等の対策を実効的に行い、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の調査や有効な対策を図ることを目的に、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」を附属機関として教育委員会に設置する。

委員の構成は、弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士、その他教育長が必要と認める者とする。

本委員会の設置及び開催に係る詳細は、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会規則」による。

(3) いじめ重大事態調査第三者委員会

国の方針に基づき、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の調査を行う機関として、「いじめ重大事態調査第三者委員会」を附属機関として教育委員会に設置する。

組織の構成は、弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士、その他教育長が必要と認める者等で構成することを基本とする。なお、調査に当たっては、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者により構成するなど、当該調査が公平・中立であるよう考慮する。

本委員会の設置及び開催に係る詳細は、「いじめ重大事態調査第三者委員会規則」による。

2 教育委員会の取組

(1) 「自立を促す生徒指導」の推進

児童生徒一人一人の精神的、社会的な「自立」に向けて、自身が社会の一員であることを児童生徒一人一人が自覚し、他者と望ましい関係の中で自分自身を高めていくために、目標をもち、自己決定し、自主的に行動する「自律性」と、互いに認め合い、支え合い、高め合う「社会性」の育成を目指す。

児童生徒一人一人の成長を促すために、次のような取組を推進する。

- 児童生徒一人一人のよさを多面的に理解し、教師との信頼関係を築く。
- 日々の授業や道徳科の授業、特別活動を中心とし、全教育活動を通して、すべての児童生徒に自己指導能力を育成することを目指し、次の4つの視点から意図的、計画的な指導に取り組む。

〔自己存在感の実感を促進〕

自分も一人の人間として大切にされている実感をもたせる。

〔共感的な人間関係の育成〕

互いに認め合い・励まし合い・支え合える集団づくりを行う。

〔自己決定の場の提供〕

自分の力で考えて、決めて、頑張ることができたという実感をもたせる。

〔安心・安全な「居場所づくり」〕

全ての子どもが安心して過ごせる、心の安定を支える学級づくりを行う。

- 全教職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む。

(2) 教職員の資質の向上

- 分かる授業・できる授業の推進に向けて、「新潟市授業づくりサポート」を活用した授業改善を各学校に促す。
- 教員の授業力の向上を図るために、各学校への計画訪問・要請訪問や研修会の充実を図る。
- 学級会や学年活動、児童会活動・生徒会活動等による児童生徒の自主的、自治的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力の向上を図るために、研修会等の充実を図る。
- 予防的・課題解決的な指導を推進するための教職員の専門性及び人権意識を高めるために、児童生徒理解をはじめ、カウンセリングやストレスマネジメント、人権教育等に関する研修の充実を図る。
- 特に、初任者や若手教員が、いじめや法の理解を深め、いじめの防止等に関する対応力を高めるため研修の充実を図る。

※これらに係る研修会については、教育委員会、新潟市立総合教育センター、新潟市教育相談センター等が主催する。また、各学校で実施する校内研修等に対しても、要請を受けて指導主事等を派遣する。

- いじめ防止に対する教職員の意識や対応力の向上を図るために各学校で行う研修について、教育委員会は定期的に実施状況を点検し、必要に応じて学校に指導を行う。

(3) いじめの早期発見及び児童生徒の心の安定に向けた支援

- いじめの早期発見に向けて、「生徒指導いじめ対応ガイドブック」（以下「いじめ対応ガイドブック」という。）に基づいて、いじめの早期発見に向けて各学校が取り組めるよう支援する。
- 児童生徒一人一人の心の状態を把握するための「心の健康チェック（自己診断）」や、児童生徒の集団への適応状況を把握するための「学校生活アンケート」等を実施するなど、定期的な調査その他の必要な措置を講じることができるよう支援する。

- いじめの具体的な状況を把握する際に、いじめの捉えやいじめかどうかの判断が個々の教職員・児童生徒によって異なることのないよう、調査の方法や判断の基準について「いじめ対応ガイドブック」で明示し、学校が効果的に取り組めるよう支援する。
- 定期的な教育相談や機をとらえた教育相談の充実や、スクールカウンセラーによるカウンセリングの活用の推進を図る。

(4) いじめへの対処

- いじめがあると思われる場合の事実関係の把握など、いじめの早期対応に必要な事項などを整理した教育委員会作成の教職員用「いじめ対応ガイドブック」を適宜改訂し、教職員の活用の推進を図る。
- 担当指導主事による学校訪問で、事案に対する指導・助言を行う。
- 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導及び再発防止を推進する。
- 必要がある場合は、教育委員会に設置した附属機関の「いじめ重大事態調査第三者委員会」により調査を行う。
- 解決困難な問題への対応について、中立的な視点から法的助言を受けられる弁護士（スクールロイヤー）を活用し、問題の早期解決を図る。

(5) 保護者や地域との連携に向けた支援

- 保護者や地域住民がいじめの防止等に係る取組に参画し、いじめの問題を共有して地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。具体的には、各中学校区に「中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置し、いじめについての情報を共有し、その解決に向けての取組を協議できるようにする。
- 地域全体でいじめのない社会を実現させるため、新潟市いじめ防止市民連絡協議会の設置によるPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校支援ボランティアをはじめとする地域人材の積極的な活用など、学校と保護者、地域が組織的に連携、協働する体制の構築に向けて支援する。

(6) 学校間連携の充実に向けた支援

- 小・中学校間でいじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう、各中学校区での「中学校区いじめ防止連絡協議会」の開催を支援する。
- いじめの問題が複数の学校にまたがる場合でも、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。

(7) 相談に係る組織の活用の推進

- 児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を効果的に行うことができるよう、スクールカウンセラー（S C）、スーパーサポートチーム（S S T）、スクールソーシャルワーカー（S S W）、市教育相談センター、区教育相談室、訪問相談員等の人材や組織の積極的な活用を促す。

〔スクールカウンセラー（S C）〕

- ・ 全ての市立小・中学校、高等学校及び中等教育学校に配置する。
- ・ いじめを受けるなどにより心のケアやサポートが必要な児童生徒に対して、傾聴を主体としたカウンセリングを行う。

〔スーパーサポートチーム（S S T）〕

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班に問題対応チームとして配置する。
- ・ 学校単独での解決が困難ないじめ等の事案に対して、学校のサポートを行うとともに、児童生徒・保護者からの相談を受け、問題解決へのアドバイスを行う。

〔スクールソーシャルワーカー（S S W）〕

- ・ 教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。
- ・ いじめの問題とともに児童生徒・保護者の抱える家庭内の問題や福祉・医療等に係る問題について、**学校及び**児童生徒・保護者からの相談を受け、問題解決に向けた**助言や環境調整**を行う。

〔市教育相談センター・区教育相談室・訪問相談員〕

- ・ 児童生徒・保護者からのいじめをはじめとする学校生活や家庭生活の相談を受ける。
- ・ いじめをはじめとする様々な理由で学校に登校できない児童生徒に対して、教育相談や学習室での支援や、家庭訪問による相談・支援を行う。

- S CやS S T、S S W、市教育相談センター等は、いじめに関する情報を学校と共有し、連携して早期対応に努める。また、学校・教育委員会・市教育相談センター等の関係機関の間での情報共有を進め、いじめの問題に迅速・適切に対応できるようにする。**重大な被害に至るおそれのある案件については、警察とも連携して対応に当たる。**

(8) 校内での協働体制の構築

- いじめに関する情報が一人の教職員のところでとどまることや、一人の教職員が情報を抱え込むことのないように、「報告・連絡・相談」体制をしっかりとつくるとともに、校内のいじめ対策組織として設置する「校内いじめ対応ミーティング」を常に開催できる組織体制を整えていじめ問題に取り組むことができるよう、各学校を支援する。

(9) 学校評価及び教職員評価への指導、助言

- 学校評価においては、その目的を踏まえ、いじめの有無や認知件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて達成目標を設定させるとともに、目標達成のための具体的な計画を定めるよう指導する。併せて、設定した目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう支援する。
- 教職員評価においては、いじめの有無や認知件数のみを評価するのではなく、日ごろからの児童生徒の理解や、いじめの防止、早期発見（速やかな報告、相談）、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう支援する。
- いじめの認知漏れを防ぐために、積極的な認知に努めるよう学校に指導するとともに、認知件数が多いことは児童生徒の状況をきめ細かく見取っている姿勢の現れであるとして、肯定的に評価する。

(10) 「インターネットによるいじめ」の防止等に向けた取組の推進

- 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会を実施するなどの支援を行う。
- 児童生徒及び保護者が、SNS等のインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、指導主事やSSTにより、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深める啓発の充実を図る。
- 教職員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようするために、啓発や研修会等を行う。
- 必要に応じて教育委員会スタッフがネットパトロールを行い、児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込み等が認められた場合は、関係の学校に情報提供するとともに、学校の対応への指導、助言を行う。状況に応じて、指導主事やSSTを学校に派遣するとともに、警察等の関係機関との連携を促す。

(11) いじめの状況把握と支援

- 4～7月、8～12月、1～3月のそれぞれで「いじめ状況調査」を実施し、各学校及び市全体でのいじめの状況を把握する。
- 各期間の状況調査をもとに、学校に対して状況の詳細な確認や、解決困難な事案への支援を行う。
- 「いじめ状況調査」による報告とは別に、個別の事案のうち重大な事案や対応の難しい事案などについては、迅速に教育委員会への一報を求め、その状況を把握する。
- 各学校にはいじめの積極的な認知に努めるよう、機会を捉えて働き掛けを行うとともに、「いじめ状況調査」及び「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する

る調査（いじめの状況等）」の実施に当たっても、認知件数が多いことはきめ細かく児童生徒の状況を見取っているという姿勢で、肯定的に評価する。

- 表面上いじめは解消したものの、いじめが「解消」したと安易にとらえずに、「一定程度の解消」と捉えて関係の児童生徒や集団への指導、見守りを継続的に行うよう、各学校に指導する。
- ※ なお、「解消」と判断するには、加害行為が相当期間なく、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、相当期間は3か月を目安とする。
- 調査結果及び学校からの報告・相談あるいは保護者等からの相談をもとに、支援が必要と判断した事案については、指導主事やSST、SSWの派遣等を通して、問題の早期解消を図る。
- 教育委員会は、学校のいじめの状況把握のためのアンケート調査や個人面談の取組状況、教職員のいじめ対応に対する理解や実際の対応状況を定期的に調査し、学校がいじめの状況の把握を適切に行えているかどうかを把握し、必要に応じて学校に指導を行う。

(12) いじめに対する措置

- 教育委員会がいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対して指導主事を派遣するなどの支援を行い、調査を行うなどの措置を講じる。この調査の結果は、必要に応じ、新潟市いじめ防止対策等専門委員会で報告し、協議する。
- いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようするために、学校教育法（昭和22年法律26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づいた措置が必要と判断される事案については、いじめを行った児童生徒の保護者に対して当該児童生徒の出席停止や、当該児童生徒を一時的に学校内の別室又は市教育相談センター等の機関で学習させることを命ずるなど、必要な措置を速やかに講じる。

(13) 重大事態への対処

→ P19 「第IV章 重大事態への対処」を参照

第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、各学校で定める基本的な方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

学校においていじめ防止基本方針に基づいた対応が徹底されることで、教職員がいじめを抱え込みます、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。また、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すこと

は、児童生徒及びその保護者に対し安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び新潟市いじめ防止基本方針を参考に、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

いじめの防止等の取組に当たっては、学校基本方針に基づいて行うことを基本とする。そのため、いじめの防止等の具体的な取組を設定するとともに、取組を迅速、適切に行うことができるよう、例えば取組方法や開催する会議の構成員、対応の手順などについて具体的に定め、実効性のあるものとして策定する。併せて、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

また、策定した学校基本方針は、児童生徒の入学時及び基本方針の改定時に、児童生徒や保護者に対して説明するとともに、原則として各学校のホームページに掲載し、誰もが常に閲覧できるようにする。なお、学校基本方針は、児童生徒や学校、家庭、地域等の実態や社会の要請等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

法第22条の規定に基づき、学校はいじめの防止等のために、学校の中核となって組織的な対応を推進することを目的とした学校におけるいじめ防止等の組織を設置する。

（1）校内いじめ対応ミーティング

① 設置目的及び構成

発生したいじめに対し、校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主事（生活指導主任）、いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の学級担任・学年主任、その他事案に関する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより、組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに、最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

② 組織の役割

この組織は、学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

- ・ いじめの状況を組織として共有する。
- ・ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・ いじめの対処の方針や方法を協議する。
- ・ 児童生徒への指導を行う。
- ・ 事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどめず、職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして、学校全体でいじめの問題に取り組む体制をつくる。

(2) いじめ対策委員会

① 設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは、教職員、SCやSSWなど心理や福祉の専門家をはじめ、可能な限り弁護士、精神科医等の医師、教員や警察官経験者などの地域人材等を加えることとし、校長が学校の実情に応じて定める。

② 組織の役割

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり、次のような役割を担う。

ア いじめの未然防止

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめの早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談、通報の窓口

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

- ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討 など

上記の役割を進めるために、年に数回、定期的に開催する事を基本とする。

なお、重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3) 中学校区いじめ防止連絡協議会

① 設置目的及び構成

中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは、例えば地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、CS(学校運営協議会)、PTA、SC、教職員などの代表とする。これにより、地域ぐるみでいじめの防止等に取り組む体制をつくる。

② 組織の役割

地域全体で児童生徒を見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年間複数回行い、対策等の共有を図る。

また、情報共有とともに、学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するため、本協議会を積極的に活用する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 教職員の姿勢

- すべての児童生徒を加害者にも被害者にもさせない。すべての児童生徒がかけがえのない存在であることから、誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。
- 例えば児童生徒を呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりするなど、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた児童生徒に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童生徒を容認するものに他ならず、いじめを受けている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを十分理解する。

(2) いじめの未然防止

- 従来の予防的・課題解決的な指導から、児童生徒一人一人の成長を促す指導により力点を置き、学校のすべての教育活動を通して児童生徒の自律性と社会性を育み、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- 多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童生徒に【自己存在感の実感を促進】【共感的な人間関係の育成】【自己決定の場の提供】【安心・安全な「居場所づくり】の4つの視点から自立を促す生徒指導を推進する。また、「新潟市授業づくりサポート」を活用し、上記の4視点を生かした授業づくりを通して児童生徒の自己指導能力の育成に努める。
- 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- 小学校から中学校の各学年において、「新潟市いじめ未然防止に向けた教育プログラム」による学級活動と道徳の授業を計画的に実施し、児童生徒のいじめをしない・させない・無視しない力を育成する。

- いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを児童生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。
- いじめの問題に対する学校の取組についての理解を促すために、児童生徒や保護者に対していじめの問題に対する学校の考え方、対応の在り方、対応に係る組織等について丁寧に説明する。
- いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童生徒に接し、児童生徒の人権感覚を育成する。
- 「いじめゼロ」「いじめ見逃しゼロ」を目指す児童会・生徒会の活動など、児童生徒が主体的にいじめの問題を考え議論したり、いじめの予防や解消に向けて取り組んだりする活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた児童生徒の意識向上を図る。
- 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有に努める。その際、当該児童生徒のニーズや特性を尊重し、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意する。そのことによるいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解促進に努めるとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に関するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、児童生徒が安心して学校生活を送るための配慮に努める。
- 経済的理由や家庭の状況等により配慮が必要な児童生徒について、SSW等を通じて福祉関係機関と連携するなど、一人一人に寄り添った組織的な支援を行う。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性や状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(3) いじめの早期発見

- いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から児童生徒をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童生徒との信頼関係構築に努める。児童生徒の話を丁寧に聴き取り、その後の対応についても児童生徒の意向を汲みながら児童生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。

- 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、**児童生徒の変化に気付き**、いじめの早期発見に努める。
- 全教職員で児童生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなぐ。くれぐれも、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや、教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう、複数での判断、組織での対応を徹底する。
- いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、児童生徒それぞれについていじめの捉えが異なるようにするとともに、教職員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために、年度末に行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱ いじめの状況等〕」の「7. いじめの態様」の項目に合わせて、年3回以上行う。
※ アンケート等を実施する際には、児童生徒が安心して記入できる環境を整えることが重要である。具体的には、次のような配慮のもとで実施する。
 - ・ 児童生徒が発するSOSや提供する情報については、学校が責任をもって受け止め、必ず対応することを、実施前に伝える。
 - ・ 特定の児童生徒だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう、調査用紙を工夫する。
 - ・ 目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。
 - ・ 周りの目を気にすることなく記入できるよう、**自宅で記入したり、安心して記入できたりする環境づくりに努める。**
- いじめの発見のためのアンケート調査については、早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために、原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また、児童生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。
※ 調査結果をさかのぼって確認できるよう、調査用紙（原本）は児童生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、児童生徒の卒業後5年間保存する。
- **SNS等**、インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。
- 保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し、気になる情報についてはそのままとどめずに、児童生徒からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い、いじめの有無について確認する。

(4) いじめへの対処

- いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。いじめを認知した教職員から、学年主任や生徒指導主事・生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。**認知後は、速やかに「校内いじめ**

対応ミーティング」を開催し、解決に向けた方針と手順を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。

なお、いじめが疑われる事案についても、いじめが起こったものとして対応し、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断しない。いじめの認知は事実を丁寧に把握した後、複数の教職員で組織的に行う。

- いじめを受けた児童生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実関係を明確にする。また、児童生徒の気持ちに寄り添いながら対応と一緒に考えるとともに、「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。
- ※ いじめを受けた児童生徒から、対処に向けて「まだ動かないでほしい」と依頼され、本人の気持ちを尊重するあまり対応が遅れることがある。見守りと問題の先送りを混同せず、本人を守り、「安心・安全」を保障しつつ、問題の解決に向けて迅速・適切に取り組むことが大切である。
- 事実関係を明らかにするために、いじめを受けた児童生徒に加えていじめを行った児童生徒への聴き取りも丁寧に行う。また、必要に応じて周辺の児童生徒にも聴き取りを行う。
- いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者に対して経過や事実、今後の方針を丁寧に説明する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、解決を急ぐあまり児童生徒の十分な反省を引き出さないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての内省を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じてＳＣにつなげたり、関係機関と連携したりして家庭環境への支援を継続する。
- ※ 聴き取りや指導により、いじめの状況がかえって深刻になることは絶対にあってはならない。いじめを行った児童生徒の思いを受け止めつつ、行った行為に対する責任の重さを自覚させ、「十分な反省」を引き出すことで、再発防止に努めることが大切である。
- 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの観衆や傍観者にならず、いじめを未然に防ぎ、止めさせるために一歩踏み出す勇気をもてるようとする。
- 校内の組織や教職員だけでなく、関係する保護者の理解や協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。
- いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また児童生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。「解消」とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配も全くなく、しかもいじめを受けた児童生徒の心の不安が完全に払拭された状態であると捉

え、それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

※ 再発についての心配がないとする期間は3か月を目安とする。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- 児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALK の原則」(Tell : 心配していることを伝える、Ask : 自殺願望について尋ねる、Listen : 気持ちを傾聴する、Keep safe : 安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、関係機関や医療機関、家庭とも連携し、チーム対応による長期のケアを行う。
- 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、関係機関を交えたケース会議を開催する等、組織で迅速・適切に対応する。
- いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への対応を丁寧に行うなどして、いじめの再発防止に努める。

第IV章 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応する。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味について

いじめの「重大事態」は、法第28条第1項において、以下のように定められている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、一の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

また、二の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。

なお、重大事態への対処に当たっては、いじめの被害を受けた児童生徒や保護者から申立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通して、市長に報告する。

(3) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

〔重大事態のおそれがある事案（例）〕

- ・ 児童生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ・ 一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の児童生徒へのいじめが繰り返される場合
- ・ その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻な場合

(4) 調査の目的及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、事案について直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育

活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

(5) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。

① 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置する「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理・福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。

② 教育委員会が主体となって調査を行う場合

教育委員会内に調査のための第三者組織（第三者委員会）を設置し、外部の専門家等による調査を行う。教育委員会に事務局を置き、調査が円滑に行われるよう連絡調整を行う。

(6) 事実関係を明らかにするための調査の実施

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつ（いつ頃から）、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。従って、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で、学校又は教育委員会は、積極的に対応する。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童生徒から丁寧に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、アンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支

援や学習支援等をすることが重要である。これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応することが必要である。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等、国が示す調査の指針を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在籍する児童生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会または学校は、遺族に対して主体的に、在籍する児童生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査方法の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることに留意する。

- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うことが必要である。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないようとする。報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、教育委員会は、積極的に報道機関に協力を求める。

③ その他留意事項

法第23条第2項の規定に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得る。

このことから、法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項の規定により行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、同条同項の規定に基づく措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は学校と連携の上、出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(7) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 市長への報告

調査結果については、教育委員会が、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

前項②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

(2) 新潟市いじめ問題調査点検委員会の設置

当該再調査に当たっては必要に応じ、市長の附属機関である「新潟市いじめ問題調査点検委員会」に諮問する。

委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者である弁護士、医師、学識経験者、臨床心理士、その他市長が必要と認める者とする。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第V章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、法及び国の基本方針の見直しの状況や、いじめに係る国からの通知、また、児童生徒のいじめの状況等をもとに見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

なお、見直しを図る際は、新潟市いじめ防止市民連絡協議会や新潟市いじめ防止対策等専門委員会、市の教育委員からの意見聴取及びパブリックコメントを行い、見直しに生かすこととする。